

自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引

自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請

令和 7 年 3 月

長野県環境部資源循環推進課

目 次

○ 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請	1
・ 第1 フロン類回収業の登録について	1
・ 第2 フロン類回収業者の責務	5
○ 様式集	11
○ 別紙	
別紙1 申請手数料電子納付に係る申込先URL等一覧	19
○ 地域振興局 管轄区域一覧表	20

自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請

はじめに

長野県内（長野市及び松本市を除く。）の事業所において、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の登録を受けた引取業者（以下「引取業者」という。）から使用済自動車を引き取り、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナー（以下「カーエアコン」という。）からフロン類の回収を行う事業（以下「フロン類回収業」という。）を行おうとする者は、法第 53 条第 1 項の規定により、長野県知事の登録を受ける必要があります。

フロン類回収業者（フロン類回収業を行うことについて法第 53 条第 1 項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、カーエアコンに搭載されているフロン類を適正に回収し、回収したフロン類を自動車製造業者等に引き渡す役割を担っています。

この手引では、長野県におけるフロン類回収業者の登録の手続等についてご案内します。

なお、長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課（電話番号：026-224-7320）に、松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課（電話番号：0263-47-1350）にお問い合わせください。

第 1 フロン類回収業の登録について

1 登録の申請（法第 54 条）

(1) 申請手続

フロン類回収業者登録申請書（様式第 1）（以下「登録申請書」という。）に必要な事項を記入の上、(2) の添付書類を添え、(4) の窓口(5) の部数を提出してください。

また、登録申請手数料を(3) のとおり納付してください。

なお、(6) の留意点に留意するとともに、登録申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードして作成してください。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html>)

(2) 添付書類

ア 欠格要件（法第 56 条第 1 項各号）に該当しないことを誓約する書面（様式第 2）

イ 申請者を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、申請日前 3 か月以内に発行された住民票の写し（本籍（外国人の場合は国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- ・ 法人の場合は、申請日前 3 か月以内に証明された商業・法人登記の登記事項証明書
- ・ 未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その商業・法人登記の登記事項証明書）

公的機関の証明書の原本写しの提出について

公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則として原本としますが、地域振興局の確認を受けたものにあつては原本の写しをもって代えることができます。（この場合、必ず原本を持参又は送付してください。）

ウ カーエアコンからのフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の所有権を有することを証する書類

- ・ 所有権を有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し
- ※ 提出できない場合には、回収設備の写真（機器全体及びメーカー型番がわかるもの）及び申立書（様式第 5）を提出してください。

- ・所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し
- エ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- ・種類及び能力を説明する取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

(フロン回収を行う際には十分な知見を有する方が回収を行うか、立ち会う必要がありますので、以下の書類も添付してください。)

- オ フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者が資格を有する場合には、その資格に関する資料の写し(例えば、自動車電気装置整備士の資格証の写し、自動車リサイクル士の資格認定証の写し等)
- カ フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者が資格を有しない場合には、申請書の備考欄にその者の氏名と自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験年数を記載してください。

(注) この他にも書類の提出をお願いする場合があります。

(3) 申請手数料及び納付方法

3,500円

申請手数料は以下のアまたはイのいずれかの方法により納付してください。

なお、申請を取り下げる場合にも、申請手数料は返戻しません。

(令和7年4月から「ア 長野県収入証紙の貼付による納付」に加え、「イ ながの電子申請サービスによる電子納付」が可能となります。)

ア 長野県収入証紙の貼付による納付

長野県収入証紙を登録申請書に貼付してください。

【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、以下の場所で購入できます。

- ・知事の指定した売りさばき場所
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kenze/index.html>)
- ・長野県庁生活協同組合(現金書留又は銀行振込により郵送で購入できます。)
県庁生協連絡先 026-233-4071 (<https://www.pref-nagano-coop.or.jp/>)

イ ながの電子申請サービスによる電子納付

「ながの電子申請サービス」において電子納付申請の手続後、決済代行業者(SBペイメント)サイトを通じてクレジットカード、PayPay、Pay-easy(ペイジー)のいずれかの方法で納付してください。手順は以下(ア)～(エ)のとおりです。

- (ア) P.19の別紙1「申請手数料電子納付に係る申込先URL等一覧」のURLまたは二次元バーコードから「ながの電子申請サービス」の申請画面にアクセスして電子納付の申請をしてください。申請時に登録した電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受付通知(電子メール件名「電子納付申請の受付について」)が送信されます。
- (イ) 電子納付申請者は、登録申請書に「申請手数料の電子納付に係る申出書」(様式第6)を添付し、(4)窓口提出してください。
※「ながの電子申請サービス」による電子納付申請から期間をあけずに速やかに提出してください。
- (ウ) 電子納付申請及び登録申請書の提出を県で確認後、電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受理通知(件名「電子納付申請の受理について」)が送信されます。
- (エ) 電子納付申請者は、(ウ)の受理通知内に記載のURLにアクセスし、画面の案内に従って決済代行業者(SBペイメント)サイトを通じて支払期限までに申請手数料の納付をしてください。
なお、申請手数料納付に係る領収書は発行されませんので、必要に応じて納付画面を印刷するなどにより対応してください。

【登録の更新申請における電子納付の際の留意点】

登録の更新申請に際して電子納付を希望する場合は、登録の更新申請書及び「申請手数料の電子納付に係る申出書」（様式第6）が遅くとも登録有効年月日の10日前までに（4）窓口（必着）するように提出（窓口持参又は郵送）してください。

また、申請手数料の納付が登録有効年月日を過ぎてしまうと、登録の更新申請を受け付けることはできません。この場合、従前の登録は失効となり、改めて新規登録申請が必要になりますのでご注意ください。

(4) 窓口

事業を行う事業所（事業所が複数ある場合は、主たる事業所）の所在地を管轄する地域振興局（以下「管轄地域振興局」という。）環境・廃棄物対策課
（地域振興局の管轄区域は、巻末の一覧表を参照）

(5) 提出部数

1 部

※次回更新時等のために、必ず控えは残すようにしてください。

(6) 留意点

- ア 同一都道府県内において、回収を行う事業所が複数の場合には、事業所ごとに事業所の名称及び所在地、回収しようとするフロン類の種類並びにフロン類回収設備の種類、能力及び台数を記入してください。
- イ 法人にあっては、「役員の氏名」欄にすべての役員の氏名及び役職名を記入するようにしてください。
- ウ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。また、委任状（以下の（ア）～（エ）に留意）を添付してください。
 - （ア）委任の範囲は具体的に記載してください。
 - （イ）行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
 - （ウ）委任状の日付は、申請日前3か月以内としてください。
 - （エ）連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。
- エ 郵送又は持参により提出してください。なお、持参する場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に申請窓口へ連絡し、提出日時等を調整してください。
- オ フロン類回収業登録後には、第2の1（P. 5）を確認の上、自動車リサイクルシステムへの登録を必ず行ってください。

2 登録の可否（法第55条第1項及び第56条第1項）

次の要件のいずれかに該当する場合は、法第56条第1項の規定により登録が拒否されますが、それ以外の場合は、法第55条第1項の規定により必ず登録されます。

(1) 欠格要件に該当する場合

欠格要件の詳細については、「様式集」にある「誓約書」（様式第2）をご覧ください。

(2) フロン類回収設備について次のすべてを満たさない場合

- ア 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- イ 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応するものであること。

(3) 登録申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合

3 登録の更新（法第 53 条）

フロン類回収業者の登録の有効期間は5年です。有効期間が過ぎる前に更新の手続を行ってください。

手数料は登録の際と同じく、3, 500円です。手続については新規登録時と同様です。

なお、自動車リサイクルシステムの更新手続も別途必要になりますので、第2の1（P. 5）を確認の上、必ず行ってください。

4 登録の変更（法第 57 条）

フロン類回収業者が表1左欄の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に「フロン類回収業者変更届出書」（様式第3）に、欠格要件に該当しないことを誓約する書面（様式第2）及び表1右欄の添付書類を添え、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課へ郵送又は持参により提出してください。手数料は不要です。

なお、変更届の提出が当該変更の日から30日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

表 1

変更事項	添付書類
1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(1) 申請者が個人の場合は住民票の写し※ ¹ (2) 法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書※ ¹
2 事業所の名称及び所在地	(1) 新たに事業所を追加する場合 ア 当該事業所において使用するフロン類回収設備の所有権を有すること（又は使用する権原を有すること）を証する書類※ ² イ 当該事業所において使用するフロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 (2) 事業所の廃止、事業所名称変更及び所在地移転の場合 添付書類は特に必要ありません。
3 役員の氏名	商業・法人登記の登記事項証明書※ ¹
4 未成年者の場合で、法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の住民票の写し※ ¹
5 未成年者で、法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名	法定代理人の商業・法人登記の登記事項証明書※ ¹
6 回収するフロンの種類	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること（又は使用する権原を有すること）を証する書類※ ² (2) フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類
7 フロン類回収設備の数、種類及び能力 (回収するフロンの種類の変更を伴うものに限る。)	(1) フロン類回収設備の所有権を有すること（又は使用する権原を有すること）を証する書類※ ² (2) フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類
※1 住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、届出日前3か月以内に発行されたものを添付してください。	
※2 フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類を提出できない場合には、回収設備の写真（機器全体及びメーカー型番がわかるもの）及び申立書（様式第5）を提出してください。	

5 廃業等の届出（法第 59 条により準用される第 48 条第 1 項）

フロン類回収業者が表2の左欄に該当することとなった場合には、同表の右欄の届出者は、その日から

30 日以内に、廃業等届出書（様式第 4）にフロン類回収業者登録通知書を添付して管轄地域振興局環境・廃棄物対策課に届け出てください。手数料は不要です。

なお、廃業等届の提出が当該廃業の日から 30 日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。

表 2

該当する事項	届出者
1 フロン類回収業を廃止した場合	フロン類回収業者であった個人又は法人を代表する役員
2 死亡した場合	その相続人
3 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
4 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
5 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人

6 変更届出、廃業等の届出に当たっての留意事項

ア 代表者・役員の変更や事業者名・住所の変更に係る変更届出や廃業の届出に当たっては、関係する全ての業区分（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）について届出が必要となりますので、ご注意ください。

イ 法人の名称、代表者名、事業所の所在地等に変更があった場合や、フロン類回収業を廃止した場合などは、自動車リサイクルシステムへの登録も必要になりますので、ご注意ください。

ウ 変更届出や廃止届出の義務に違反した場合や誤った報告を行った場合には、最大 30 日の事業停止処分を受けることがあるとともに、30 万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。

第 2 フロン類回収業者の責務

フロン類回収業者は、法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めを守らなければなりません。違反した場合には、法に基づく行政処分を受けることがあります。

1 自動車リサイクルシステムへの登録

使用済自動車を引き取る場合には、法第 55 条の規定による県知事等の登録に加え、法第 81 条第 3 項から第 6 項までの規定により電子マニフェストを利用した情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センターをいう。以下同じ。）への引取・引渡実施報告を行うこととされていますので、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

登録業務は、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターで行っていますので、連絡の上、必要な手続を行ってください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人自動車リサイクル促進センター コンタクトセンター

受付時間：9：00～18：00（土日祝日・年末年始を除く。）

電話番号：050-3786-7755

【自動車リサイクルシステムのホームページ（各種申請書書式）】

<https://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html?1473985778870>

2 引取義務（法第 11 条）

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、以下の「正当な理由」がある場合を除き、使用済自動車を引き取らなければなりません。

＜正当な理由＞

- (1) 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
（例えば、事業所が地震・風水害により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合など）
- (2) 使用済自動車に異物が混入している場合
（例えば、他のゴミが詰められている場合など）
- (3) 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれることで、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合など）
- (4) 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
（例えば、引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車がおいていかれてしまう場合など）
- (5) 使用済自動車の引取りがすべての法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合
（例えば、盗難車と知りながらの引取り、高圧ガス保安法違反になる場合など。）

3 フロン類の回収義務、引渡義務及び引取基準（法第 12 条、第 13 条及び第 22 条）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準に従って自動車製造業者等（（一社）自動車再資源化協力機構の指定する引取場所）にフロン類を引き渡さなければなりません。

(1) フロン類回収基準

ア 使用済自動車の冷媒回収口における圧力の値が、一定時間経過した後、表 3 の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じた表 3 の右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

表 3

フロン類の充てん量	圧力
2 kg未満	0. 1MPa
2 kg以上	0. 09MPa

イ フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者（※）が、フロン類の回収を自ら行う又はフロン類の回収に立ち会うこと。

（※） 「十分な知見を有する者」とは自動車の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコンディショナー整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

(2) フロン類運搬基準

ア 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。

イ フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱いをしないこと。

4 使用済自動車の引渡義務（法第 14 条）

フロン類回収業者は、フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡さなければなりません。

使用済自動車引取義務及び引渡義務を果たしていない場合、フロン類の回収義務や引渡義務を果たしていない場合、又はフロン類の回収基準や運搬基準に違反している場合には、法第 20 条に規定する勧告や命令を受ける場合があります。命令に違反した場合は、登録が取消しとなることがあるとともに 50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

5 報告義務（法第 81 条第 3～6 項）

フロン類回収業者は、使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから 3 日以内に、電子マニフェスト制度を利用して、情報管理センターに引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。

また、毎年度終了後 1 か月以内に、事業所ごとに、次に掲げるフロン類の引き渡した量や再利用量等について、情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に報告しなければなりません。

＜毎年度、事業所ごとに定期報告が必要な項目＞

- (1) 年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引き渡したフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量
- (2) 年度内に再利用をしたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- (3) 年度終了の日において保管していたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量

なお、フロン類の回収量の年次報告については、回収実績がなくても必要ですので、フロン類回収業者は、毎年必ず報告してください。

また、報告義務を果たしていない場合や誤った報告を行った場合には、法第 90 条に規定する勧告や命令を受ける場合があります。命令に違反した場合には、登録が取消しになることがあるとともに 50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

6 廃棄物処理基準に従う義務（法第 122 条第 7 項）

フロン類回収業者は、使用済自動車の引取り及び引渡しを行う場合において、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従わなくてはなりません。

（「8 廃棄物処理基準について」を参照のこと）

＜注意事項＞

他者に使用済自動車の運搬を委託する場合、廃棄物処理法の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可（積む場所、降ろす場所それぞれを所管している都道府県知事又は市長の許可）を有する者に委託する必要があります。また、委託する収集運搬業者の事業の範囲に、「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」の全てが含まれている必要があります。

この際、廃棄物処理法上のマニフェストの交付は不要ですが、産業廃棄物である使用済自動車の場合は、委託契約が必要になります。この委託契約の締結は、廃棄物処理法施行令第 6 条の 2（委託基準）、同法施行規則第 8 条の 4（委託契約書に添付すべき書面）及び同 8 条の 4 の 2（委託契約に含まれるべき事項）の規定に従うとともに、契約書は契約の終了の日から 5 年間保存することとされています。

7 標識の掲示義務（法第 59 条）

フロン類回収業者は、事業所ごとに下記の要件を満たした標識を公衆の見やすい場所に掲示してください。

- (1) 縦・横 20 cm 以上の大きさであり、フロン類回収業者であることを示すもの
- (2) 氏名又は名称、登録番号及び回収しようとするフロン類の種類（CFC・HFC）を記載したものであること

8 廃棄物処理基準について

使用済自動車はその価値の有無にかかわらず廃棄物処理法に基づく「廃棄物」として扱われます。

したがって、フロン類回収業者は、法で定める基準のほか、収集運搬や保管等については廃棄物処理法に定める基準に従い、使用済自動車を取り扱わなければなりません。廃棄物処理法に定める廃棄物の運搬

等の基準については以下のとおりです。

(1) 収集運搬の基準

- ア 廃棄物の収集又は運搬は、次によること。
- ・廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ・収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- イ 廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ウ 運搬車等は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- エ 廃棄物の積替えを行う場合は、次によること。
- ・積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - ・積替えの場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - ・積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- オ 廃棄物の保管は、廃棄物の積替え（以下に掲げる基準に適合する場合に限る。）を行う場合を除き、行ってはならない。
- ・あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ・搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

(2) 保管の基準

フロン類回収業者は、廃棄物を保管する場合は、次のことを守らなければなりません。

- ア 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
- ・周囲に囲い（保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ・見やすい箇所に廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。（記載例参考）

[掲示板の記載例]

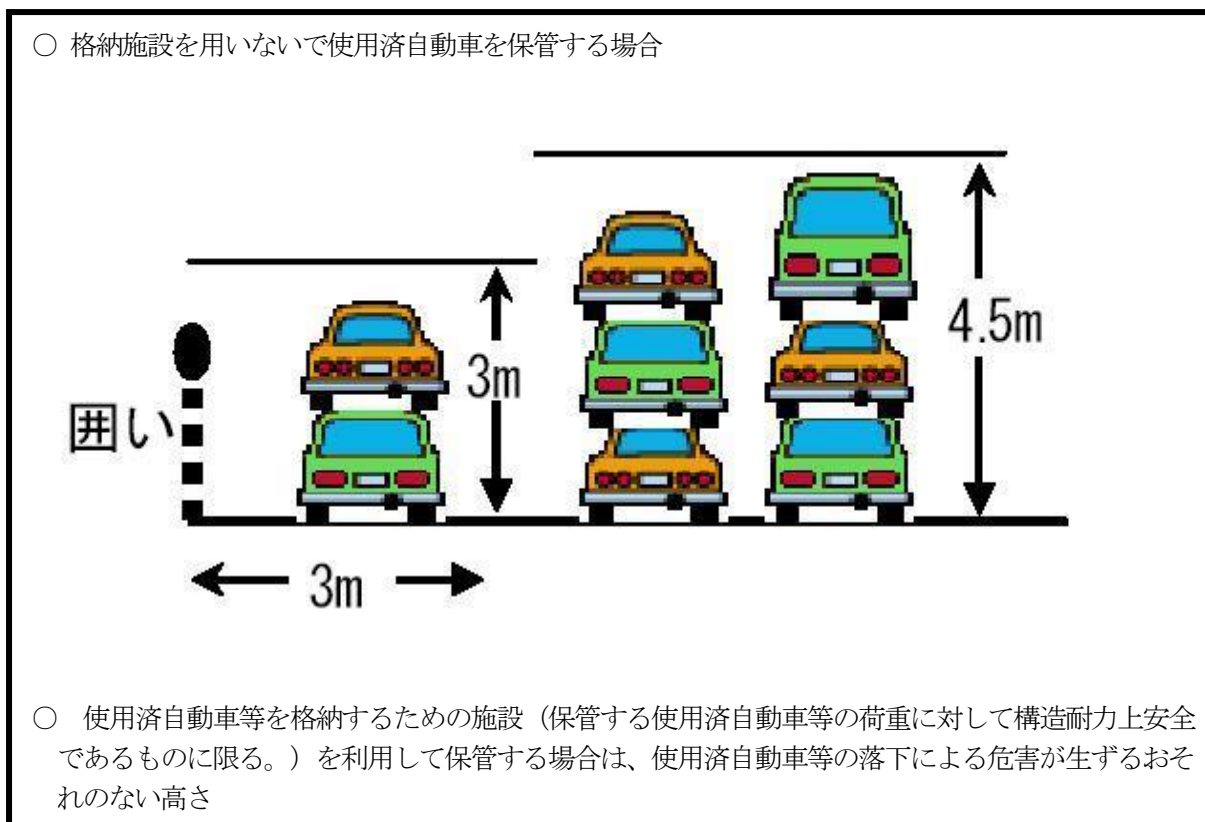
名称及び廃棄物の種類	使用済自動車の保管場所
管理者の氏名 又は名称及び連絡先	□□自動車（株） 〇〇課 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
積み上げ高さ	最大〇〇m
保管量の上限	最大〇〇台

- 注） 1 文字は黒字、下地は白地であることが望ましい。
- 2 文字は読みやすく鮮明であること。
- 3 雨水等によって、汚損したり、消えたりするものでないこと。

- イ 保管の場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

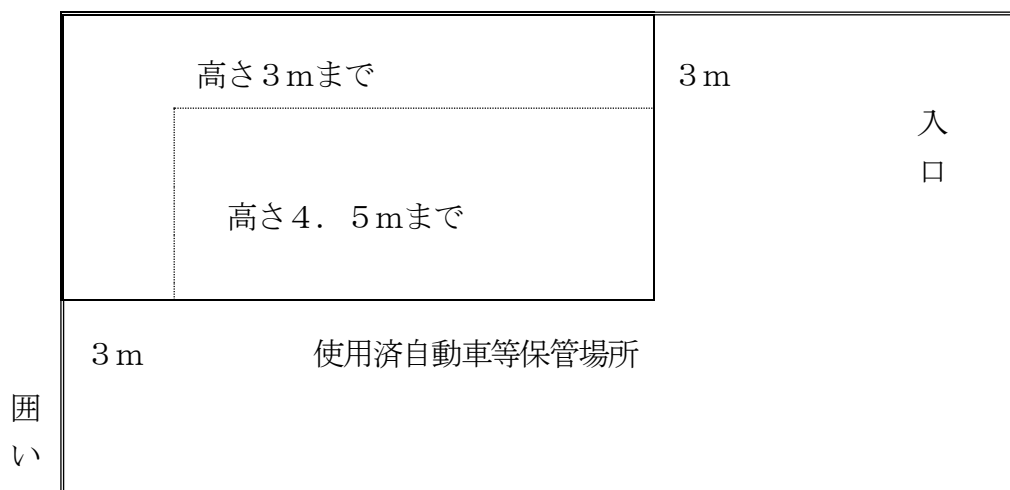
- ・廃棄の保管に伴い汚水や生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ・屋外において使用済自動車を保管する場合は、積み上げられた使用済自動車の高さが次の高さ（次ページ図1及び図2参照）を超えないようにすること。

図 1



- ・ 保管場所も含めて事業所全体が要件を満たす囲いで囲まれている場合は、保管場所が当該囲いから 3 m よりも内側であれば、保管場所での高さ制限は 4. 5 m までとなる。

図 2



- ウ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

その他、法については、長野県のホームページにも説明や資料等がありますのでご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/jidosha/index.html>

様 式 集

(様式第 1) 【規則様式第 3 (第 50 条関係)】

登 録
フロン類回収業者 申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

長野県知事様
(地域振興局長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 54 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
名 称			
(ふりがな) 代表者の氏名			
住 所		(郵便番号)	
		電話番号	
法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）			
(ふりがな) 氏 名		役 職 名	
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所 在 地		(郵便番号)	
		電話番号	
回収しようとするフロン類の種類			
C F C			
H F C			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能		力
	200g/min未満		200g/min以上
C F C用	台	台	
H F C用	台	台	
C F C，H F C兼用	台	台	

備考1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事務所ごとに記載すること。

3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第2) 【要領様式第4号】

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項(第56条第1項)に規定する
欠格要件

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める
者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法
律第64号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
又はこれらの法令に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条第1項(第58条第1項)の規定により登録を取り消され、その処分のあつ
た日から2年を経過しない者
- 4 引取業者(フロン類回収業者)で法人であるものが第51条第1項(第58条第1項)
の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内に
その引取業者(フロン類回収業者)の役員であつた者でその処分のあつた日から2年
を経過しないもの
- 5 第51条第1項(第58条第1項)の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の
期間が経過しない者
- 6 引取業(フロン類回収業)に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法
定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号の
いずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(様式第 3) 【規則様式第 4 (第 53 条関係)】

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

長野県知事様
(地域振興局長)

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 57 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式第4) 【要領様式第6号】

フロン類回収業者廃業等届出書

年 月 日

長野県知事 様
(地域振興局長)

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条で準用する第48条第1項の規定により、
次のとおりフロン類回収業の廃業等を届け出ます。

1 登録番号及び登録年月日

2 廃業等の理由

死亡 合併 破産 解散 廃業

3 廃業等をした日

4 届出をした者と廃業等をしたフロン類回収業者との関係

相続人 元役員 破産管財人 清算人 本人

- 備考 1 「廃業等の理由」及び「届出をした者と廃業等をしたフロン類回収業者との
関係」は、該当する箇所を丸印で囲むこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

申 立 書

長 野 県 知 事 様

住所：

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

登録申請者は、下記のフロン類回収設備の所有権を有していることを申し立てます。

記

○ 事業所名：

○ 回収設備

- ・メーカー：
- ・型 式：
- ・台 数：

○ 回収設備の写真：(全体並びにメーカー及び型式が分かる写真)

申請手数料の電子納付に係る申出書

年 月 日

長野県知事

様

電子納付申請者

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 〕

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく下記の申請において、申請手数料をながの電子申請サービスにより電子納付することを申し出ます。

記

1 電子納付に係る各種申請

※	申請内容		手数料 (円)
／	(1)	引取業新規登録	3,000
／	(2)	引取業更新登録	3,000
／	(3)	フロン類回収業新規登録	3,500
／	(4)	フロン類回収業更新登録	3,500
／	(5)	解体業新規許可	78,000
／	(6)	解体業更新許可	70,000
／	(7)	破碎業新規許可	84,000
／	(8)	破碎業更新許可	77,000
／	(9)	破碎業事業範囲変更許可	67,000

※該当する申請に○を記載。

※一の申請手数料につき、一の申出となりますので、記載する○は一つのみとしてください。

2 許可（登録）申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

※電子納付申請者と許可（登録）申請者が異なる場合のみ記入してください。

申請手数料電子納付に係る申込先 URL 等一覧

申 請 の 区 分	URL	二次元バーコード
(1) フロン類回収業新規登録	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48579	
(2) フロン類回収業更新登録	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50346	

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

名 称	住 所	直通電話 F A X メール	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166 0267(63)3199 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	上田市 小諸市 佐久市 東 御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)1672 0265(76)6838 kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曽郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 0263(47)8122 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	岡谷市 諏訪市 大町市 茅 野市 塩尻市 安曇野市 諏 訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533 026(234)9912 nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内 郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	電話 026(235)7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話	管 轄 区 域
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市

松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話	管 轄 区 域
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263(47)1350	松本市